

様式 1

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

(西暦) 年 月 日

(宛先) 公立大学法人下関市立大学理事長

私は、公立大学法人下関市立大学(以下「法人」)に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、法人から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)を通じ、法人が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が法人の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。(※を付した項目については、該当者のみ記入すること。)

申請者	フリガナ		入学年月	(西暦)	年	月	入学				
	氏名			年	月	入学					
	生年月日	(西暦)	年	月	日生	(歳)				
	現住所	〒	—	都道府県	市区町村						
	学部・学科等	学部	学科	学籍番号							
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼(昼夜開講を含む)	<input type="checkbox"/> 夜	<input type="checkbox"/> 通信					
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)		(期間/月数)	年	月	~	年	月	/	月
	過去に本制度の入学料減免を受けたことがありますか。				ある	・	ない				
機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> 印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること											
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者											
【給付型奨学金の申込の受付番号(採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】											
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者											
【給付型奨学金の申込の受付番号(給付奨学生となっていれば奨学生番号)】											
【口座情報】											
大学等における修学支援のための法律に基づき減免された入学料・授業料のうち、納入済みのものについて還付の必要が生じた場合の振込金融機関											
金融機関	銀行・農協	本店	口座番号								
	信用金庫	支店									
種別	労働金庫	支所	口座名義	(フリガナ)							
	信用組合	出張所									
種別	普通	貯蓄	当座	口座名義人電話番号							
	いずれかに○を付けてください。										
※金融機関名・支店名・口座番号・名義が確認できるページをA4サイズ用の紙にコピーしたものを添付してください。											

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付型奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。更に、本学に編入学した学生であって、編入学する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙3の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付型奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学により入学した場合は、その年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び法人が実施する経済支援のために利用します。収集した情報はその他の目的には使用しません。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
② 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する可能性があること
③ 定期的実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）可能性があること
④ 本制度により授業料等減免を受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
※ 本制度による給付型奨学金を受ける場合も同じように、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されます。
つまり、授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合は、第一種奨学金の利用にあたって貸与上限額が変更されます。
※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。